

第1018回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合
指摘事項一覧

- 所内常設直流電源設備(3系統目)の特に高い信頼性に係る設計方針に関して、設計基準対象施設のクラス1相当の設計としている内容について整理して説明すること。
- 設置許可基準規則第57条2項への適合性に係る記載について、設計基準対象施設の非常用ディーゼル発電機や重大事故等対処施設の所内蓄電式直流電源設備との位置的分散についての説明を拡充すること。
- 所内常設直流電源設備(3系統目)の特に高い信頼性を確保するために、弾性設計用地震動による地震力または静的地震力のいずれか大きい方の地震力に対しておおむね弾性状態に留まる範囲で耐えられるように耐震設計をおこなう範囲について、負荷に至る電路を含めることについて検討し説明すること。
- 所内常設直流電源設備(3系統目)から給電する設備に係る設置変更許可申請書の記載について、個別条文を修正する必要性等も含めて整理して説明すること(設置許可基準規則第46条の主蒸気逃がし安全弁)。
- 遮断器からの切り替えがおこなえなかった場合の代替手順の整備について可能な範囲で検討すること。
- 直流125V蓄電池(3系統目)へ電源車のような可搬型設備からの充電手段の必要性について検討すること。

以上